

③あんま・マッサージ／はり・きゅうの施術を受けた場合

①病気やケガが下記に該当しますか？

【あんま・マッサージ】

- ①間接拘縮
- ②筋麻痺

医療上マッサージを必要とする症例について施術を受けたとき

【はり・きゅう】

- ①神経痛 ④五十肩
- ②リウマチ ⑤頸腕症候群
- ③腰痛症 ⑥頸椎捻挫後遺症

慢性的な疼痛を主症とする疾患の施術を受けたとき

いいえ

健康保険の対象とならないため申請できません。

②医師の同意期間中の施術ですか？

いいえ

医師の同意期間外のため、申請できません。

はい

③業務または通勤と関係のない病気やケガですか？

はい

いいえ

業務または通勤に関係のある病気やケガの場合は、労災保険の適用となりますので、労働基準監督署へ労災保険の手続きをしてください。
健康保険からの給付はありません。

療養費を申請できます。ただし、保険適用となる治療に限り支給対象となります。

在職期間分の申請の方は勤務先の健康保険担当課から、任意継続加入期間分の申請の方は当組合から、下記書類のうち必要書類を受け取っていただき、必要事項をご記入のうえ、下記提出先へご提出ください。

【会社または当組合から受け取る書類】

書類名	対象者	備考
療養費支給申請書	申請される方全員	
負傷届	相手のいないケガの方	
第三者行為による傷病届	相手のいるケガの方	状況により追加書類をお願いすることがあります。

【申請される方にご用意していただく書類】

書類名	対象者	備考
施術先の領収書（原本） ※お返しすることはできません	申請される方全員	申請書に「原本証明必要」とメモを付けていただければ、原本証明した控えをお戻しいたします。
医師の同意書（原本）		同意期間中の2回目以降の申請時は、「医師の同意書の写し」をご提出ください。
施術した際に受け取った 療養費支給申請書（原本）	あんま・マッサージの方	あんま・マッサージ用をご提出ください。
	はり・きゅうの方	はり・きゅう用をご提出ください。

【会社または当組合へ提出する書類】

上記書類をご提出ください。なお、状況により追加書類の提出をお願いすることがあります。



＜提出先＞

- ◆在職期間分の申請の方は、在職時の勤務先の健康保険担当課へご提出ください。
- ◆任意継続加入期間分の申請の方は、当組合へご提出ください。



原則、毎月5日までに提出された書類を基に当組合で内容を審査し、支給可否決定をします。支給決定の場合は決定額通知書（ハガキ）でお知らせのうえ、同月18日に支給いたします。なお、提出された書類の内容により、医療機関への照会等調査を行うため、支給可否決定までお時間がかかる場合がありますので、ご了承ください。